平成２３年（フ）第４６７号
東京都三鷹市野崎４丁目４番22号グッドライフ三鷹寮
債務者　清水　　勤
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８２号
青森市大字新城字平岡895番地
債務者　岩崎志美子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７６２５号
埼玉県新座市栗原１丁目12―19　第一萬両荘102
債務者　大森　正男
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６２６号
東京都中野区鷺宮６丁目17―８―203
債務者　武田　敏子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８号
静岡県富士宮市粟倉567番地、前住所静岡県富士宮市大岩1835番地の３
債務者　佐野　義則
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６０３号
東京都武蔵野市吉祥寺本町２丁目29番７号ヴェルディハイツ205
債務者　丸山賢太郎
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７７８８号
埼玉県越谷市赤山町２丁目150―１―304
債務者　指原　幸裕
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７８９号
東京都江戸川区松本１丁目３―５
債務者　河村　紀男
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２０号
静岡市清水区三保3418番地、旧住所静岡市清水区千歳町６番27号　千歳ハイツ312号
債務者　宮城島由美子（旧姓栗巣野）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１４４号
東京都練馬区上石神井１丁目21―19―201
債務者　丸山　直大
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３３５号
東京都葛飾区亀有２丁目26―５
債務者　桐林　正樹
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４３１号
東京都目黒区目黒本町４丁目20―30
債務者　大庭佳代子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６３６号
東京都江戸川区東葛西１丁目７―４―202
債務者　宮本真由美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６９６号
東京都江戸川区北小岩６丁目14―８―203
債務者　新庄　恵子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７３３号
東京都中野区本町２丁目18―12―209
債務者　大野　義之
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７８０号
東京都葛飾区高砂５丁目16―14、住民票上の住所東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目27―11
債務者　栗原　亜希
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部